山形歯科専門学校教育運営委員会規則

平成 9年 3月 6日 制 定平成 20年 5月 29日 一部改正平成 24年 3月 22日 一部改正平成 29年 5月 25日 一部改正平成 30年 5月 31日 一部改正平成 30年 5月 31日 一部改正

- 第1条 山形歯科専門学校学則第27条第1項並びに第2項に基づき本規則を定める。
- 第2条 教育運営委員会(以下、「運営委員会」という。)は、学校の教育方針、教育内容、学生の身分、教務の研修、学校施設等の諸課題について協議し、教育活動の円滑な運営をはかることを目的とする。
- 第3条 運営委員会の構成は、次のとおりとする。
 - (1)委員長(校長)1名
 - (2) 副委員長(副校長)1名
 - (3) 委員(科長) 1名
 - (4) 委 員(副科長) 2名
- (5) 委員(事務長) 1名
- (6) 委員(教務主任) 1名
- 2 委員長、副委員長、委員は山形県歯科医師会(以下、「本会」という。)理事会の承認を受け、本会会長が委嘱する。
- 3 会長により教頭が任命されている場合は、これを構成員とし事務長の上位に置くものとする。
- 4 委員の任期は本会会長の在任期間とし、再任は妨げない。
- 第4条 運営委員会は委員長が招集する。また、委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席 させることができる。
- 第5条 運営委員会は、目的を達成するために次のことを協議する。
 - (1) 学校の教育方針並びに教育内容に関すること
 - (2) 学校評価に関すること
 - (3) 学校の講師の委嘱・解任に関すること
 - (4) 学生の定員並びに募集に関すること
 - (5) 入学者の合格判定に関すること
 - (6) 学生の進級や卒業の判定に関すること
 - (7) 学生の身分や賞罰に関すること
 - (8) 修学支援制度に関すること
 - (9) 学生並びに卒業生の就職に関すること
 - (10) 教務の研修に関すること
 - (11) 学校施設の管理運営に関すること
- 2 特に重要な事項に関しては、本会理事会並びに代議員会の承認を受けるものとする。
- 第6条 教務の研修機会を確保し、教育の質保証と向上を図る。なお、研修計画等の詳細は別 に定める
- 第7条 学校運営の改善を目的とし、以下の通り委員会を設置する。
 - (1) 校内評価委員会
 - (2) 学校関係者評価委員会

- (3) 教育課程編成委員会
- (4) 学校図書室運営検討委員会
- 2 各委員会の目的や役割等の詳細については、別に定める。
- 第8条 全ての委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。
- 第9条 会議の議事録を作成しなければならない。
- 第 10 条 この規則の改廃は、運営委員会の議を経て委員長が本会理事会に提案し承認を得、 その上において本会代議員会の承認を受けて決定するものとする。
- 第 11 条 この規則に定めのない事項については、運営委員会の議を経て本会理事会において 決定する。

附則

- 1 この規則施行により、山形歯科専門学校運営委員会規程(昭和 54 年 4 月 1 日制定)は、 廃止する。
- 2 この規則は、平成 9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

令和4年度 教育運営委員会名簿

| 校長(委 | 員長) | 大 | 貫 | 英 | _ |
|---------|------|---|---|---|---|
| 副校長(副 | 委員長) | 永 | 田 | | 樹 |
| 科 長(委 | [美] | 燕 | 藤 | 憲 | 生 |
| 副科長(委 | :員) | 横 | Щ | 祐 | 子 |
| 同(委 | :員) | 橋 | 本 | 紀 | 洋 |
| 事務長 (委 | :員) | 鈴 | 木 | | 淳 |
| 教務主任 (委 | :員) | 結 | 城 | | 泉 |